

令和元年度上半期における下請法の運用状況、企業間取引の公正化への取組等

令和元年11月13日
公正取引委員会

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況（第1表参照）

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めている。

令和元年度における書面調査は、これまでに資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者60,000名を対象に実施し（6月）、また、当該親事業者と取引のある下請事業者300,000名を対象に実施した（10月）ところである。

第1表 書面調査の実施状況

[単位：名]

	親事業者調査	下請事業者調査	合計
令和元年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等 ^(注1)	35,810	200,190	236,000
役務委託等 ^(注2)	24,190	99,810	124,000
平成30年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	39,175	211,741	250,916
役務委託等	20,825	88,259	109,084
平成29年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	38,680	208,513	247,193
役務委託等	21,320	91,487	112,807

(注1) 製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2) 役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部

下請取引調査室 電話03-3581-3374（直通）（第1関係）

企業取引課 電話03-3581-3373（直通）（第2～第3関係）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

（下請法に係る相談・申告等 <https://www.jftc.go.jp/shitauke/madoguti.html>）

2 下請法違反被疑事件の処理状況

令和元年度上半期（平成 31 年 4 月から令和元年 9 月まで。以下同じ。）における下請法違反被疑事件の処理状況は、以下のとおりである。

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は 5,569 件であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが 5,512 件、下請事業者等からの申告によるものが 57 件となっている。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件の処理件数は 5,107 件であり、このうち、4,917 件について、下請法第 7 条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。

(ア) 勧告（第 1 図参照）

勧告件数は 4 件であり、いずれも製造委託等に係るものであった。

勧告の対象となった違反行為類型の内訳については、下請代金の減額が 3 件、不当な経済上の利益の提供要請が 1 件となっており、その概要は別紙 1 のとおりである。

(イ) 指導（第 2 図参照）

指導件数は 4,913 件であり、このうち 3,377 件が製造委託等に係るもの、1,536 件が役務委託等に係るものであった。

(ウ) 地区ごとの措置件数（別紙 2 参照）

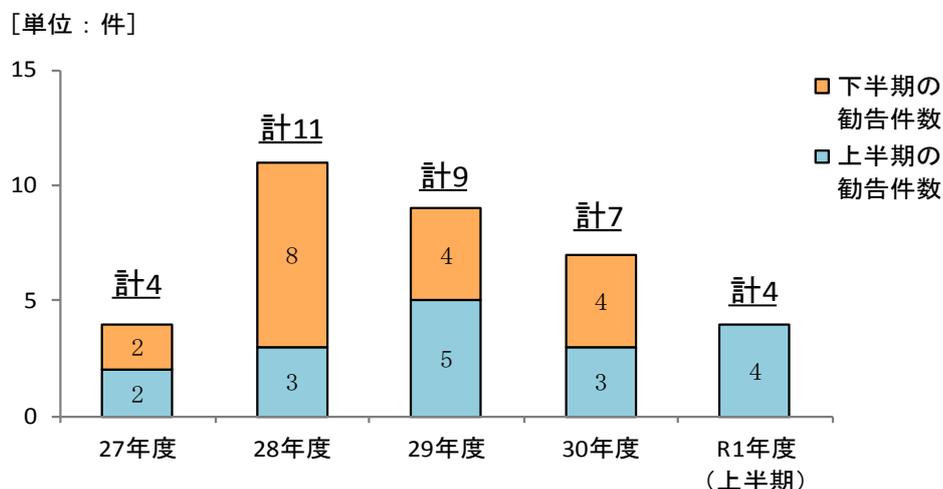
措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）

4,917 件の都道府県ごとの内訳については別紙 2 のとおりである。

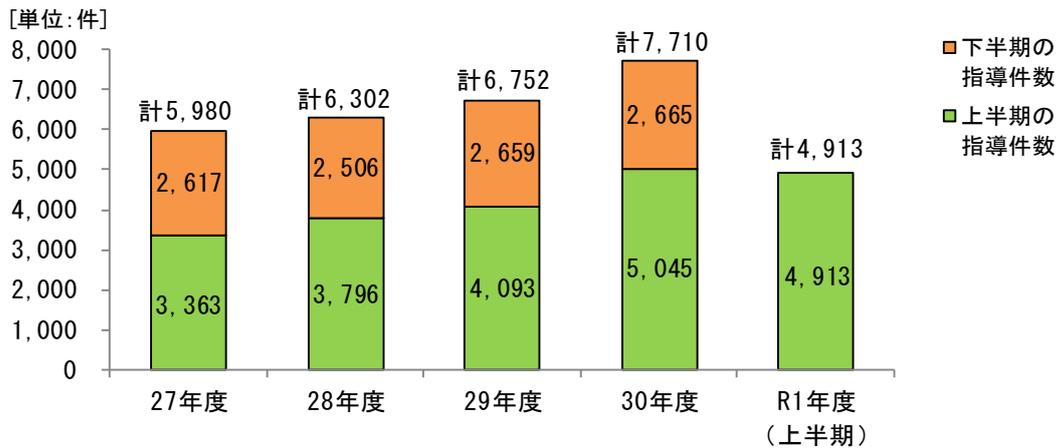
(エ) 働き方改革に関連する下請法違反実例（別紙 3 参照）

措置を採った事件のうち、働き方改革に関連する下請法違反実例については別紙 3 のとおりである。

第 1 図 勧告件数の推移



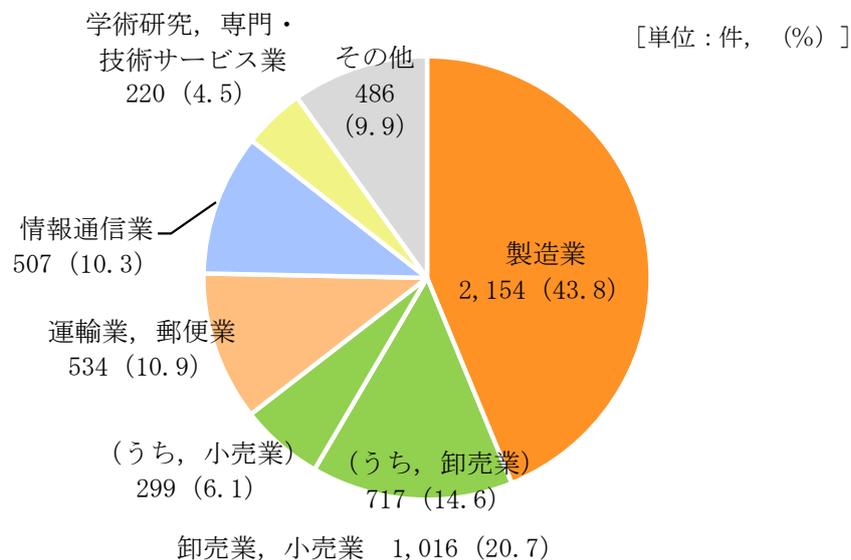
第2図 指導件数の推移



ウ 措置件数の業種別内訳

下請法違反事件に係る措置件数を業種別にみると、①製造業の件数が最も多く (2,154 件, 43.8%)、②卸売業, 小売業 (1,016 件, 20.7%)、③運輸業, 郵便業 (534 件, 10.9%) がこれに続いている (第3図参照)。これは、これらの業種に属する事業者が多いこと、及び、これらの業種において下請取引が多く行われていることが要因であると考えられる。

第3図 措置件数 (4,917 件) の業種別内訳



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は措置件数全体に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

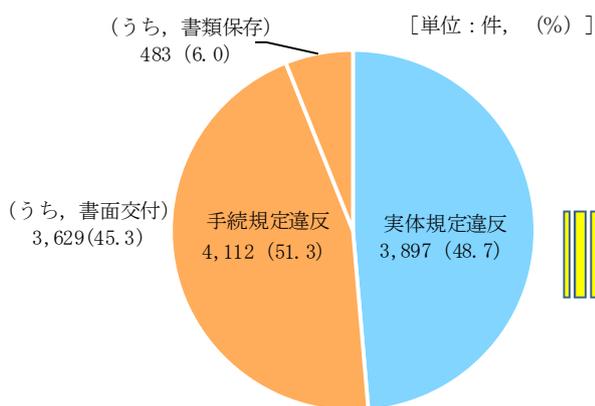
(2) 下請法違反行為の類型別件数

ア 勧告又は指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）が4,112件、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）が3,897件となっている（第4-1図参照）。

イ 実体規定違反行為の類型別内訳としては、①下請代金の支払遅延が2,073件（実体規定違反行為の類型別件数の合計の53.2%）と最も多く、次いで、②減額（633件、16.2%）、③買ったたき（417件、10.7%）となっており、これら3つの行為類型で全体の約8割を占めている（第4-2図参照）。

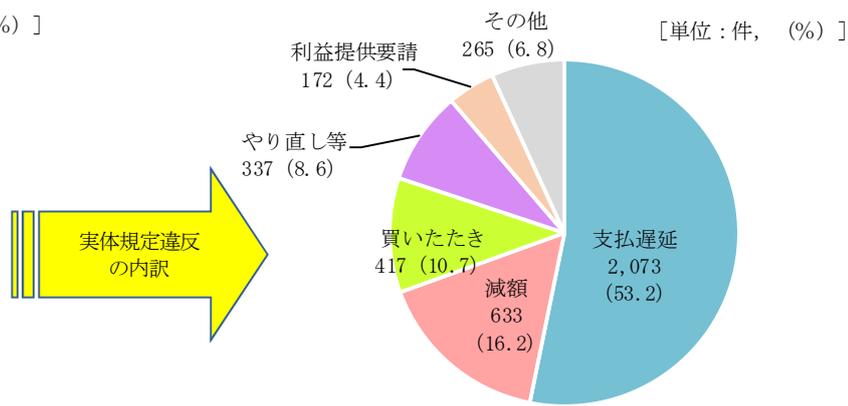
（注）一つの事案において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と前記(1)の措置件数とは一致しない。

第4-1図
類型別件数（8,009件）の内訳



（注）（ ）内の数値は類型別件数に占める比率である。

第4-2図
実体規定違反件数（3,897件）の行為類型別内訳



（注）（ ）内の数値は実体規定違反件数に占める比率である。

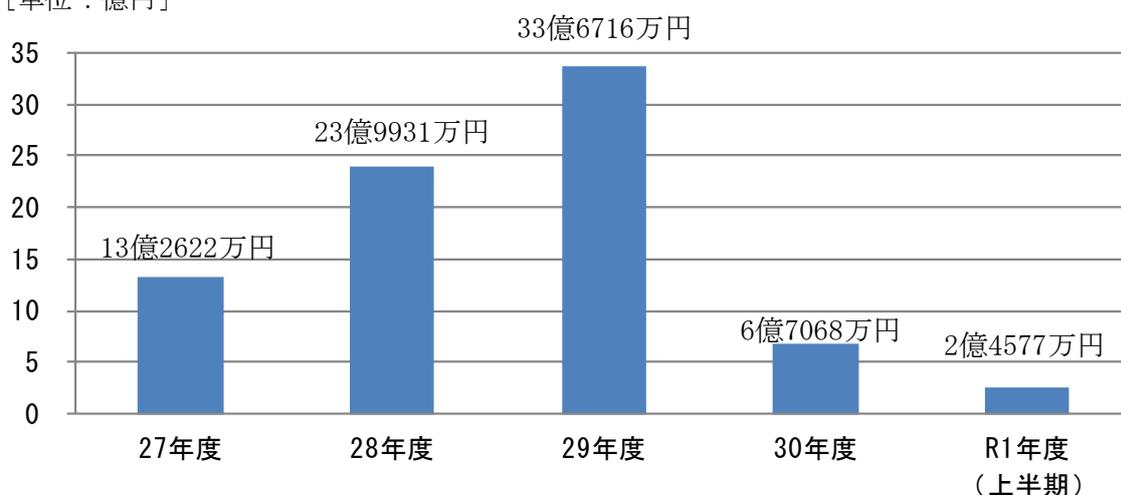
(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和元年度上半期においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者延べ138名から、下請事業者延べ4,538名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額2億4577万円相当の原状回復が行われた。

なお、平成27年度以降の原状回復額の推移については第5図のとおりである。

第5図 原状回復額の推移

[単位：億円]



(4) 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案 (第2表参照)

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している(平成20年12月17日公表^(注1))。

令和元年度上半期においては、上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は23件であった。令和元年度上半期においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者1,688名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額5454万円相当の原状回復が行われた^(注2)。

(注1) https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

(注2) 前記(3)記載の金額の内数である。

第2表 自発的な申出の件数

[単位：件]

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (上半期)
52	61	47	73	23

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。令和元年度上半期の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

令和元年度上半期においては、58回の講習会を実施した。

(2) 業種別講習会

過去に下請法等に係る違反行為がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施している。

令和元年度上半期においては、荷主・物流事業者向けに5回の講習会を実施した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和元年度上半期においては、5,129件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

令和元年度上半期においては、5か所で実施した。

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/idousoudankai.html>

(3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口（約2,300か所）を活用し、相談を受け付けている。

令和元年度上半期においては、全国の商工会議所及び商工会で従事する経営指導員向けの研修会等へ21回講師を派遣するとともに、中小事業者向けリーフレット（「1分で分かる！独禁法」）等の参考資料を全国の商工会議所及び

商工会へ配布した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和元年9月末時点の下請取引等改善協力委員（定員）は153名である。

令和元年度上半期においては、5月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。寄せられた主な意見の概要は別紙4のとおりである。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

令和元年度上半期においては、事業者団体等へ28回講師を派遣した。

5 取引実態調査等

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を図る必要性が大きい分野について、実態調査等を実施し、独占禁止法及び下請法の普及・啓発等に活用している。

(1) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成16年3月8日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

令和元年9月に、荷主を対象とする書面調査を開始し、調査票（30,000通）を発送した。今後、調査対象とした荷主と取引のある物流事業者に対する書面調査の実施を予定している。

(2) 製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査

公正取引委員会は、近年、事業活動における知的財産保護の重要性が高まっており、また、有識者から公正取引委員会に対して「優越的な地位にある事業者が取引先の製造業者からノウハウや知的財産権を不当に吸い上げている」といった指摘が複数寄せられていることを踏まえ、製造業者を対象とする実態調査を実施した。

当該調査の結果、ノウハウの開示を強要される、知的財産権の無償譲渡を強要される等のこれまであまり知られてこなかった事例が多数報告された。

調査結果を踏まえ、公正取引委員会は、独占禁止法及び下請法上問題となり得る行為を未然に防止する観点から、本調査結果を本年6月に公表するとともに、経済産業省及び特許庁と連携し、製造業全体に対して報告書の周知を行った。また、今後とも、製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等についての情報収集に努めるとともに、違反行為に対して厳正

に対処していく（下請法違反行為については、共同して下請法を運用している中小企業庁と連携して厳正に対処していく。）。

(3) コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査

公正取引委員会は、コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等を対象として、優越的地位の濫用規制の観点から実態調査を開始した。

第3 今後の取組

公正取引委員会は、令和元年度上半期において、下請法違反行為に対して迅速かつ効果的に対処するとともに、違反行為の未然防止を図るための様々な取組を実施してきたところであるが、下請事業者の多くが依然として厳しい対応を迫られていると考えられることから、引き続き、以下の施策について取り組むこととする。

1 下請法違反行為に対する迅速かつ効果的な対処

下請法違反被疑行為を行っている親事業者に対して積極的に調査を行い、重大な違反行為に対しては勧告を積極的に行うなど、下請法違反行為に対して迅速かつ効果的に対処していく。

2 下請法違反行為の未然防止

(1) 下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和元年度においては、下請取引適正化推進月間を効果的にPRすることを目的として、キャンペーン標語についての一般公募を実施し、【無茶な依頼しないさせない 受け入れない】を特選作品として選定した。また、47都道府県62会場（うち公正取引委員会主催分26都道府県33会場）において講習会を実施することとしている。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/sep/190925.html>

(2) 応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや事例研究を中心とした応用的な内容に関する講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を有する者を対象とした「応用講習会」を、令和元年12月以降、13回実施する予定である。

(3) 下請法遵守の要請文書の発出

年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延や減額、買ったたき等の行為が行われることのないよう、令和元年11月中に、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等を要請する文書の発出を予定している。

下請法の各種講習会に参加できない場合であっても、下請法の理解に役立つよう、講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を下記のウェブサイトで公開中。

(公正取引委員会ウェブサイト)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html>

(YouTube 公正取引委員会チャンネル)

<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>

～下請法関係のパンフレットは下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>

令和元年度上半期における勧告事件

① 森永製菓(株)に対する件（平成 31 年 4 月 23 日）	
親事業者	森永製菓(株)（本社 東京都）
事業内容	食料品の製造販売
下請取引の内容	食料品の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 単価の引下げ改定を行ったところ、単価の引下げの合意日前に発注した食料品について引き下げた単価を遡って適用し、下請代金の額から、下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 11 月～平成 30 年 5 月）。
減額金額	下請事業者 5 名に対し、総額 958 万 2853 円 【勧告前に返還済み】

② (株)LIXILビバに対する件（令和元年 9 月 27 日）	
親事業者	(株)LIXILビバ（本社 埼玉県）
事業内容	日用品、園芸用品、大工用品等の小売業
下請取引の内容	日用品、園芸用品、大工用品等の製造
違反行為の概要 （期間）	【不当な経済上の利益の提供要請（第 4 条第 2 項第 3 号）】 自社の店舗（ホームセンター）における商品、商品棚、什器等の移動、商品の陳列等の作業（売場手直し）を行わせるため、下請事業者の利益との関係を明らかにすることなく、その従業員等を派遣するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、35 店舗において、延べ 812 人の従業員等を派遣させ、延べ 6,131 時間 26 分（休憩時間を含む。）にわたり、無償で当該作業を行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（平成 29 年 10 月～平成 30 年 12 月）。
利益提供金額	下請事業者 43 名（総額は未確定）

③ 三友工業(株)に対する件（令和元年9月27日）	
親事業者	三友工業(株)（本社 愛知県）
事業内容	ゴム射出成形機 ^(注1) 等の製造販売
下請取引の内容	ゴム射出成形機等の部品、半製品及び原材料の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 次のアからウまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ア 「期間契約」 ^(注2) の額（平成29年11月～平成31年1月） イ 「特別物件価格協力」 ^(注2) の額（平成29年11月～平成30年12月） ウ 「手数料」 ^(注3) の額（平成29年11月～平成31年3月）
減額金額	下請事業者36名に対し、総額2010万4269円

（注1）主に自動車部品であるゴム製品を射出成形して製造するための機械

（注2）「期間契約」・「特別物件価格協力」 自社の利益確保のために徴収した金銭のこと。

（注3）「手数料」 下請代金を手形等ではなく現金で支払っていることを理由として徴収した金銭のこと。

④ 東洋電装(株)に対する件（令和元年9月30日）	
親事業者	東洋電装(株)（本社 東京都）
事業内容	自動車部品等の製造
下請取引の内容	スイッチ、センサー等の部品等の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 単価の引下げ改定を行ったところ、単価の引下げの合意日前に発注した部品等について引き下げた単価を遡って適用し、下請代金の額から、下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成30年1月～平成31年4月）。
減額金額	下請事業者32名に対し、総額1567万8869円 【勧告前に返還済み】

～勧告事件の詳細は下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukekankoku/index.html>

措置件数（4,917件）の都道府県ごとの内訳

[単位：件]

令和元年度上半期			平成30年度 上半期	令和元年度上半期			平成30年度 上半期	
地区	都道府県	件数		地区	都道府県	件数		
北海道地区	北海道	238	231					
東北地区	青森県	29	19	近畿地区	福井県	46	38	
	岩手県	34	29		滋賀県	50	61	
	宮城県	56	55		京都府	114	121	
	秋田県	17	26		大阪府	490	622	
	山形県	40	29		兵庫県	204	189	
	福島県	32	33		奈良県	22	31	
東北地区計		208	191		和歌山県	27	27	
関東甲信越地区	茨城県	66	42	近畿地区計		953	1,089	
	栃木県	51	53	中国地区	鳥取県	14	26	
	群馬県	63	59		島根県	33	29	
	埼玉県	174	152		岡山県	66	115	
	千葉県	98	71		広島県	138	172	
	東京都	1,441	1,523		山口県	48	58	
	神奈川県	238	230	中国地区計		299	400	
	新潟県	104	86	四国地区	徳島県	27	24	
	山梨県	22	15		香川県	68	56	
	長野県	80	72		愛媛県	52	52	
関東甲信越地区計		2,337	2,303		高知県	29	29	
中部地区	富山県	30	30	四国地区計		176	161	
	石川県	30	29	九州地区	福岡県	157	136	
	岐阜県	38	35		佐賀県	24	14	
	静岡県	67	79		長崎県	26	31	
	愛知県	178	161		熊本県	48	37	
	三重県	26	28		大分県	16	20	
中部地区計		369	362		宮崎県	21	20	
					鹿児島県	34	23	
					九州地区計		326	281
				沖縄地区	沖縄県	11	30	
				全国計		4,917	5,048	

(注) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

令和元年度上半期における働き方改革に関連する下請法違反実例

A社

運送業務を下請事業者に委託している運送会社A社（本社東京都）は、下請事業者に対し、委託する附帯作業（荷積み、荷卸し、養生、横持作業^(注)等）の内容を明らかにせず、下請代金の額について十分な協議を行わないまま委託を行い、また、当該附帯作業を行わせていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったとき及び不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

(注)「横持作業」とは、荷物をトラックなどの駐停車可能な場所から目的の場所まで運ぶ作業のことである。

B社

運送業務を下請事業者に委託している運送会社B社（本社東京都）は、下請事業者が指定された時刻に指定場所に到着したものの、下請事業者の責めに帰すべき理由なく待機を余儀なくさせたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

このような行為は、下請法が禁止する不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

C社

日用品等の製造を下請事業者に委託している小売業者C社（本社埼玉県）は、下請事業者に対し、自社の店舗における商品の陳列等の作業を行わせるため、従業員等を派遣するよう要請し、無償で当該作業を行わせていた。当該作業は、休日に行うことや8時間を超える長時間に及ぶこともあったことから、下請事業者は休日勤務や残業による対応を余儀なくさせられた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

D社

包装資材の製造を下請事業者に委託している製造会社D社（本社北海道）は、下請事業者が発注するに当たり、発注書面に仕様を明確に記載しなかったにもかかわらず、納品された製品が発注書面に記載された仕様と違うとして製造のやり直しをさせた。その結果、下請事業者は追加の業務を行うこととなり、そのための作業時間が追加で発生することとなった。

このような行為は、下請法が禁止する不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに該当するとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見

下請取引等改善協力委員から、下請取引等をめぐる最近の状況等について意見を聴取したところ、寄せられた主な意見は以下のとおりである。

1 下請取引等をめぐる最近の状況

(業界の動向や国際情勢の影響について)

- LCCの就航などにより海外からの観光客が増えており、飲食業や宿泊業等のサービス業が好調である。また、観光地ではホテルの建設ラッシュとなっており、関連する業界は好調である。(製造業、卸売業)
- 造船業は、発展途上国の経済発展により船舶の発注増が見込まれたが、船舶を事前に建造し過ぎたこと、建造代の高値維持により発注が控えられ、市場が縮小している。(製造業)
- 米中貿易摩擦の影響で、半導体の需要が落ちている。(製造業、運輸業)

(諸費用の水準及び労働力不足への対応について)

- 労務費、運送費、エネルギーコストなどの経費は高騰しているが、取引価格に転嫁できていない。(製造業)
- 印刷用紙は、平成31年1月から値上げされ、また、製紙メーカーの工場が火災で生産停止となったことから紙不足となっており、価格が高騰しているが、取引価格に転嫁できていない。(製造業)
- 労働集約型産業は、経費のほとんどが人件費であるところ、最低賃金の引上げ分を価格転嫁できておらず、利益が薄くなっている。(サービス業)
- トラックはあるが運転手がいないう状況であり、待遇を良くしなければ運転手が集まらず、人件費の高騰分を価格転嫁することで、物流コストが上昇している。(運輸業、製造業)

(適正な費用負担について)

- 取引先の増産要求に応じて工場や製造ラインを増設したが、当初見込まれた量の発注がないにもかかわらず、説明も補填もなかった。(製造業)
- 取引先の品質検査が厳しくなっており、1つでも不良品が出ると納品した全ての製品の検査を自己負担でやり直しさせられる。(製造業)
- 最低賃金の改定があっても、自社で工夫してしのいでおり、顧客への価格転嫁が難しい。(サービス業)

(働き方改革について)

- 小売業者は毎日営業しているところ、メーカーが働き方改革推進のため長期休暇に入ってしまうと、卸売業者が長期休暇に対応した在庫を持たなければならなくなり、大量に商品が届くため倉庫内が混乱して残業が増えるなど、卸売業者にしわ寄せがきている。(卸売業)
- メーカーの働き方改革推進により材料の納品が遅れており、その分、全体のスケジュールが伸びてしまい、納期に間に合わせるために残業が増えている。(製造業)
- 取引先が残業を減らしている影響で、これまで取引先が行っていた業務を担当することが多くなった。(製造業)

(その他)

- 平成 29 年に標準貨物自動車運送約款が改正されて、運賃と付帯業務の料金が分けられてから、待機時間について、30 分ごとに追加料金が支払われるようになった。(運輸業)
- デジタル・プラットフォーマーとの取引比率が高まり、その取引への依存度が高まると、手数料の引上げなど、一方的な取引条件変更を受け入れざるを得なくなると思う。(製造業、サービス業)
- 取引先から金型の無償保管を長期間させられており、金型保管のために自費で保管庫を新築し、負担となっている。(製造業)
- 百貨店や量販店は、和装に関する専門知識がないため、問屋やメーカーは従業員の派遣を求められる。(製造業)

2 公正取引委員会への意見・要望等

- 以前、「下請けいじめ防止」というテレビコマーシャルを見たが、下請法を知らない営業担当者呼びかけることができるため、良い取組だと思った。(サービス業)

下請法違反勧告事件一覧（平成27年4月1日以降）

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
27- 1	㈱アマガサ【措置請求】	製造	H27.4.10	減額(支払割引)	21	65,142,852		
27- 2	ゼビオ㈱	製造	H27.7.31	減額(値引き, 遡及適用) 返品	9	13,208,977	4	38,283,097
27- 3	ミヤコ㈱	製造	H27.10.23	減額(セール協賛金値引き, リベート等)	14	21,743,475		
27- 4	㈱大地を守る会	製造	H28.3.25	減額(基本販売協力奨励金, 追加販売協力奨励金)	39	14,855,991		
28- 1	㈱日本セレモニー	役務 情報	H28.6.14	購入強制(おせち料理等)			144	33,021,500
28- 2	㈱ファミリーマート	製造	H28.8.25	減額(開店時販促費, カラー写真台帳制作費, 売価引き)	20	約650,000,000		
28- 3	㈱シージージャパン	製造	H28.9.27	減額(分荷・荷捌手数料, 達成リベート等) 不当な経済上の利益の提供要請(特別販促 金, デザイン費等)	23	47,165,685	25	17,488,932
28- 4	㈱JFRオンライン	製造	H28.11.11	減額(買先負担額, 媒体製作費協賛金) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(商品リユース代)(下段)	9	9,230,944	13	333,130,138
							13	390,132
28- 5	㈱ユーシン	製造	H28.11.16	減額(特別費用等)	41	142,682,625		
28- 6	㈱農協観光	役務	H28.11.25	減額(奨励金等)	13	11,633,936		
28- 7	㈱ニッド	製造	H29.2.23	減額(展示会協賛金, プラスワン登録料等)	28	約115,570,000		
28- 8	㈱プレナス	製造	H29.3.2	減額(半期協賛金, ディスカウントキャンペーン 協賛金) 返品	6	31,608,872	4	2,519,315
28- 9	㈱あらた	製造	H29.3.7	減額(現金引, 基本取引条件, 無返品分担金 等)	10	15,016,075		
28- 10	㈱井筒授与品店	製造	H29.3.16	減額(歩引き)	40	17,881,006		
28- 11	アトムリビンテック㈱	製造	H29.3.22	減額(金利相当額, 協賛金, 歩引き)	39	47,703,052		
29- 1	㈱久世	製造	H29.4.27	減額(特別条件, 年間リベート等)	52	50,439,920		
29- 2	山崎製パン㈱【措置請求】	製造	H29.5.10	減額(ベンダー協賛金, 箸・フォーク代等)	10	46,224,401		
29- 3	寿屋フロンテ㈱	製造	H29.6.23	減額(原低, 遡及適用)	8	18,705,174		

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
29- 4	タカタ㈱	製造	H29.7.18	減額(一時金, 遡及適用)	64	249,769,538		
29- 5	㈱セブン-イレブン・ジャパン	製造	H29.7.21	減額(商品案内作成代, 新店協賛金)	76	227,461,172		
29- 6	㈱伊藤園	製造	H30.2.5	減額(特別協力金等)	2	118,801,404		
29- 7	サトープリンティング㈱	製造	H30.3.26	減額(生産システム利用料, ドットプリンタ保守料等)	39	98,815,194		
29- 8	DXアンテナ㈱	製造	H30.3.29	減額(遡及適用)	1	12,542,830		
29- 9	㈱大冷	製造	H30.3.30	減額(品質管理指導料等)	43	約469,850,000		
30- 1	マル厨工業㈱	製造	H30.4.26	減額(事務手数料及び金利, 協賛割戻金等)	20	16,806,142		
30- 2	小野建㈱	製造	H30.6.15	減額(割引利息等)	1,368	36,414,345		
30- 3	全日本食品㈱	製造	H30.8.29	減額(年契基本, 発注オンライン料, 販促 スポット条件, 決算協力金・販売奨励金等)	21	12,902,475		
30- 4	磯川産業㈱	製造	H30.10.17	減額(金利相当額, 仕入値引等)	33	11,131,440		
30- 5	㈱サンリオ	製造	H30.12.12	返品(上段)			14	11,178,161 (注4)
				不当な経済上の利益の提供要請(下段)			175	6,926,770 (注4)
30- 6	アイア㈱	製造	H31.1.23	減額(縫製会費等, 歩引き)	53	10,573,048		
30- 7	㈱柿安本店	製造	H31.2.21	減額(販売協力金)	5	15,158,869		
R1- 1	森永製菓㈱	製造	H31.4.23	減額(遡及適用)	5	9,582,853		
R1- 2	㈱LIXILビバ	製造	R1.9.27	不当な経済上の利益の提供要請			43	未確定
R1- 3	三友工業㈱	製造	R1.9.27	減額(期間契約, 特別物件価格協力, 手数料)	36	20,104,269		
R1- 4	東洋電装㈱	製造	R1.9.30	減額(遡及適用)	32	15,678,869		

(注1) 「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。

(注2) 「分野」欄には、違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。

(注3) 「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載している。

(注4) 米ドルによる返品、利益提供要請金額を違反行為時点のレートで円換算した額を含む。